

令和2年度5月教育委員会議定例会議事日程

日 時 令和2年5月22日(金)
午前9時30分より
場 所 町民センター2Aクラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
 - (1) 議案第3号 令和3年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針(案)について
 - (2) 議案第4号 令和2年度二宮町一般会計補正予算(第2号補正)について
 - (3) 議案第5号 令和2年度二宮町一般会計補正予算(第3号補正)について
- 5 報告・協議事項
 - (1) 令和2年度二宮町一般会計補正予算(第1号補正)について・・・資料 No. 1
 - (2) 小・中学校学級編制及び児童生徒数について・・・資料 No. 2
 - (3) 二宮町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について・・・資料 No. 3
 - (4) 二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
・・・資料 No. 4
 - (5) 学校及び社会教育施設の再開に向けた対応について・・・資料 No. 5
 - (6) その他

* 次回教育委員会議予定

- 6 閉会宣言

令和2年5月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.4.17~R2.5.21)

月	日	曜日	内 容
4	17	金	定例教育委員会議
			第4回新型コロナウイルス感染症対策本部
4	21	火	政策会議
			臨時小中学校校長会
4	23	木	第5回新型コロナウイルス感染症対策本部
4	24	金	議会との情報交換会（新型コロナウイルス関係）
4	27	月	第6回新型コロナウイルス感染症対策本部
5	1	金	第7回新型コロナウイルス感染症対策本部
5	7	木	政策会議
			第8回新型コロナウイルス感染症対策本部
5	11	月	小中学校校長会
5	12	火	初任者研修会
5	15	金	令和2年第2回二宮町議会臨時会
			第9回新型コロナウイルス感染症対策本部
5	19	火	政策会議
			臨時小中学校校長会
5	20	水	社会教育委員会議

4月政策会議結果報告

令和2年4月21日(火)開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルスの対応は日々変わってきており、町民からも、様々なところで不安や不満が出てくる状況にあると思うので、それぞれの部署でいつもより丁寧な説明や対応をお願いします。

【主な付議案件】

- 1 議会定例会の一般質問・総括質疑のとりまとめについて 政策総務部
令和2年3月議会定例会の一般質問・総括質疑について、議員の要望事項と各課の対応を整理し、方向性について協議を行った。
- 2 令和2年度予算審査特別委員会の要望に関する対応について 政策総務部
予算審査特別委員会の要望事項について、町の方向性に沿った適切な対応をするため、課ごとにその対応案を集約し、協議を行った。
- 3 事故繰越しについて 政策総務部
温水プールのポンプ補修について、新型コロナウイルスの影響により、必要な中国製部品の納品の目途が立たなくなり、年度内に工事の完了が見込めないことから、工期を延伸し、地方自治法の規定により、事故繰越しを行ったので報告があった。なお6月議会への報告をするとのこと。
- 4 令和2年度二宮町教育委員会基本方針について 教育委員会
3月教育委員会議で承認いただいた令和2年度二宮町教育委員会基本方針について報告を行った。
- 5 令和2年度一般会計予算の計上誤りについて 健康福祉部
子ども・子育て支援給付経費の歳出予算、及びそれに係る民生費国庫負担金の歳入予算について計上誤りがあった。原因は財務会計システムの計算機能を使わず電卓にて計算し、直接要求額を入力したため、桁を誤って入力してしまったもの。紙で出力せずシステム画面上で確認したが、誤りに気付くことができなかった。再発防止策としては、計算機能を活用すること、紙を打ち出し複数人でチェックすることとした。不足分については、臨時議会で補正予算を計上する。

【情報交換】

- 二宮ガイドマップについて (都市部長)
冊子形式に変更した。QRコードがついており、スマートフォンと連動できる形にした。

5月政策会議結果報告

令和2年5月7日(火)開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルスについては、先のことを見越しつつ協議を行う必要があるため、各部署については、こまめな状況報告をお願いする。

【主な付議案件】

- 1 令和3年度県の施策・予算に関する要望について(3市3町) 政策総務部
3市3町広域行政推進協議会を通じ、県に対し要望事項を提出するため、二宮町分について協議を行った。
教育委員会からの特別支援学校の通学バスを増やすことの要望については、バスが増便されたので取り下げる。
- 2 令和3年度国政に関する要望について(県町村会) 政策総務部
神奈川県町村会を通じて国政要望を提出するため協議を行った。内容を確認し、次回の会議で決定する、
- 3 学校の働き方改革に関する基本方針について 教育部
4月教育委員会議で承認いただいた学校の働き方改革に関する基本方針について、報告を行った。

【情報交換】

- 特になし

5月政策会議結果報告

令和2年5月20日（火）開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルスへの対応と6月議会への対応をお願いします。

【主な付議案件】

- 1 令和2年度国勢調査二宮町実施本部設置について 政策総務部
今年度実施される国勢調査を円滑に行うため体制を整備するもので、設置要綱について協議を行った。
- 2 令和2年度二宮町総合防災訓練について 政策総務部
9月6日（日）に予定している防災訓練について、新型コロナウイルスにより、縮小して行うことについて報告があった。

【情報交換】

- 特になし

教育総務課事業報告

事業報告

(令和2年4月17日～令和2年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月20日	月	学校保健担当者会	(書面会議)	—
4月22日	水	教務担当者会	(書面会議)	—
4月30日	木	特別支援教育担当者会	(書面会議)	—
5月11日	月	小・中学校校長会	町民センター	12
5月12日	火	町初任者研修会	(テレビ会議)	10
5月13日	水	情報教育担当者会	(テレビ会議)	7
5月20日	水	児童生徒安全対策協議会	(書面会議)	—

事業予定

(令和2年5月22日～令和2年6月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月22日	金	総合教育会議	役場	11
5月27日	水	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会	役場	16
5月26日	火	人権教育担当者会	(書面会議)	—
5月27日	水	学校図書館連絡協議会	(書面会議)	—
5月28日	木	幼・保・小連携推進委員会	(書面会議)	—
5月28日	木	幼・保・小交流会	(書面会議)	—
6月上旬	—	二宮育英会理事会	(書面開催)	10
6月上旬	—	中学校英語教育研修会	延期	—
6月中旬	—	小学校外国語活動研修会	延期	—
6月16日	火	学校事務連携会議	町民センター	8
6月19日	金	心臓病判定連絡会議	延期	—
6月17日	水	小・中学校校長会	役場	11

学校給食センター

事業報告

(令和2年4月17日～令和2年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月8日	金	献立会議 (PTA)	中止	—

事業予定

(令和2年5月22日～令和2年6月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
6月中旬	—	献立会議 (給食担当者)	学校給食センター	8

生涯学習課事業報告(令和2年4月17日～令和2年5月21日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
4/18	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	中止
5/6	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/10	日	図書リサイクルコーナー	図書館	
5/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
5/15	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	
5/16	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	
5/20	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/21	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/21	木	託児サービス	ラディアン保育室	
書架整理ボランティア			図書館	

- ・(前倒し実施)蔵書点検作業を前倒しで実施(～4月28日(火)作業終了)

生涯学習課事業予定(令和2年5月22日～令和2年6月18日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
5/23	土	大人がたのしむおはなし会	ラディアン和室	中止
5/24	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	
5/27	水	二宮町図書館・学校図書館連絡会議①	書面開催	
6/3	水	ブックスタート(子育て・健康課と共催)	保健センター	調整中
6/3	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	中止予定
6/10	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
6/14	日	図書リサイクルコーナー	図書館	
6/17	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
6/18	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

- ・図書館特設カウンター開設(予約本貸出) 6月2日(火) 再開
(火～日 13:00～17:00)
- ・在架(在庫)資料予約受付 6月2日(火) 開始

生涯学習課事業報告（令和2年4月17日～令和2年5月21日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
4/17	金	環境浄化パトロール①	町内	15:00	中止
4/19	日	スポーツ推進委員連絡協議会②	町立体育館	9:30	中止
		子ども会指導者・青少年指導者合同研修会①	ラディアン ミーティングルーム2	13:30	中止
4/26	日	ニュースポーツ&炊事体験 (青少年指導員連絡協議会主催)	一色防災 コミュニティセンター	10:00	中止
5/15	金	環境浄化パトロール②	町内	15:00	中止
5/20	水	社会教育委員会会議①	ラディアン ミーティングルーム2	13:30	

生涯学習課事業予定（令和2年5月22日～令和2年6月18日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
5/22	金	青少年指導員連絡協議会【中止】	ラディアン ミーティングルーム1	19:30

【新型コロナウイルス感染症対応について】

①所管施設休館等(3月2日～6月30日)

- ・臨時休館・休場(ラディアン、温水プール、町立体育館、武道館、ふたみ記念館、町民運動場、テニスコート)
屋外施設(運動場・テニスコート)については、4月1日～7日まで開場したが緊急事態宣言発令により4月8日から閉場
- ・学校開放事業も同期間中止
- ・山西プール開設中止

②事業等中止

- ラディアン20周年記念事業、にのみや町民大学講座(9月末まで)、子ども野外研修・ミニニノミヤ(子ども会育成会連絡協議会主催)
体育祭・継走大会、文化祭芸能大会・合唱祭

③ラディアンホール及び展示ギャラリーの受付再開(7月1日～)

- 3月2日以降臨時休館中、窓口での予約受付を休止していたが、令和3年1月以降の予約が蓄積されていることから、再開時の混乱を避けるため、5月19日から順次過去1年の利用者等へ利用希望を確認・調整を行い、7月1日の再開に向けて準備を行う。

議案第3号

令和3年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書採択方針(案)について

令和2年5月22日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小・中学校において使用する教科用図書採択するにあたり、その方針を定めるため提案する。

令和3年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和3年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和3年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和3年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社会（地図を除く）

- 生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方（地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方）」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
- 課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(I) 地図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 数学

- 数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
- 不確定な事象を取り扱うなかで、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理科

- 観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。

(キ) 音楽

- 表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 「A 表現」や「B 鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。
- 音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 美術

- 生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わることができるような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。
- 「A 表現」と「B 鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 保健体育

- イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。
- 生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。

(コ) 技術・家庭

- 実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
- 「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
- 既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。

(サ) 英語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

(シ) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができるよう、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出あい交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 発達の段階に応じて、道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。

6 令和3年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和2年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

議案第4号

令和2年度二宮町一般会計補正予算（第2号補正）について

令和2年5月22日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和2年度二宮町一般会計補正予算（第2号補正）（案）について、二宮町議会臨時会に上程するため提案する。

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課					
	項	目		306			19,710	20,016	235	19,782		部	章	節	細節		
事業 簡略番号 004151	大	0001 小学校共通施設管理運営経費	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実 施 計 画	部	章	節	細節	計上額	
	中			0	0	0	0	0	0	0		0	部	章	節	細節	計上額
	小			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源			部	章	節	細節	計上額
	細			0	0	0	0	0	0	0		306	部	章	節	細節	計上額
事業の概要		【4月補正】 ・新型コロナウイルス感染症に伴い、児童生徒の健康確認に用いる新規電話回線等の通信運搬費の増額				事業の変更内容											
町計画等における事業の位置づけ																	
節コード/名称	補正要求額	査定増減額	査定結果額	節コード/名称	補正要求額	査定増減額	査定結果額	特定財源の内訳									
11 役務費	306							科目コード	科目名称	財源	今回補正額						

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史 2 頁

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課			
	項	目		306			19,710	20,016	235	19,782					
事業 簡略番号 004151	大	0001 小学校共通施設管理運営経費	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実 施 計 画	部			
	中			0	0	0	0	0	0	0		0	章		
	小			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源		計上額	節		
	細			0	0	0	0	0	0	306			節		
節	細節	細々節	節・細節・細々節名称 / 積算基礎			丸 め	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	性質分類	臨 経
11			役員費				306			1,029	1,335	0	1,335		
	1		通信運搬費				306			1,029	1,335	0	1,335		
		1	通信運搬費 <積算基礎> 当初予算+携帯電話4台分-当初予算 1,028,553円 + 305,690円 - 1,029,000円 【携帯電話4台分内訳】 ・導入費(4台分) 9,240円 ・通信料、オプション料(4台分) 26,950円×11か月=296,450円 ※利用期間はR2.5月~R3.3月まで 合計 305,690円	(簡略番号: 004159)			306			1,029	1,335	0	1,335		経

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史 4 頁

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課			
	項	目		2,991			23,420	26,411	1,047	25,365					
事業 簡略番号 004326	大	0010 小学校共通一般経費	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実施 計画	部			
	中			0	0	0	0	0	0	0		章			
	小			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源		節			
	細			0	0	0	0	0	0	2,991		細節			
												計上額			
節	細節	細々節	節・細節・細々節名称 / 積算基礎			丸 め	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	性質分類	臨 経
10			需用費				8			0	8	0	8		
	1		消耗品費				8			0	8	0	8		
		1	消耗品費 (簡略番号：007881) <積算基礎> 【新規】 学習課題返信用ラベルシール 7,000円×1.1				8			0	8	0	8		経
			----- 小計 (①+②) =2,982,080円												
11			役務費				2,983			650	3,633	0	3,633		
	1		通信運搬費				2,983			0	2,983	0	2,983		
		1	通信運搬費 (簡略番号：007886) <積算基礎> 【新規】 ①学習課題郵送料 (2往復分) 520円×1,196名×4回 2,487,680 ②家庭学習用タブレット端末郵送料 2,060円×240台 494,400 小計 (①+②) =2,982,080円				2,983			0	2,983	0	2,983		経
			----- 小計 (①+②) =2,982,080円												

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史 5 頁

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課		
	項	03 中学校費		175			18,071	18,246	640	17,607		部		
目	01 学校管理費	事業内訳		国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実施計画	章		
事業 簡略番号 004381	大	0001 中学校共通施設管理運営経費	財源内訳	0	0	0	0	0	0	0	計上額	節		
	中		財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源	細節				
	小		0	0	0	0	0	0	175	計上額				
事業の概要		・新型コロナウイルス感染症に伴い、児童生徒の健康確認に用いる新規電話回線党の通信運搬費の増額				事業の変更内容								
町計画等における事業の位置づけ														
節コード/名称	補正要求額	査定増減額	査定結果額	節コード/名称	補正要求額	査定増減額	査定結果額	特定財源の内訳						
11 役務費	175							科目コード	科目名称	財源	今回補正額			

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史 6 頁

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課			
	項	目		175			18,071	18,246	640	17,607					
事業 簡略番号 004381	大	0001 中学校共通施設管理運営経費	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実 施 計 画	部			
	中			0	0	0	0	0	0	0		章			
	小			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源		節			
	細			0	0	0	0	0	0	175		細節			
		節・細節・細々節名称 / 積算基礎				丸 め	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	性質分類	臨 経
11		11 役務費					175			769	944	0	944		
	1	11 通信運搬費					175			769	944	0	944		
		11 通信運搬費 (簡略番号：004389)					175			769	944	0	944		経
		<積算基礎>													
		当初予算+携帯電話2台分-当初予算													
		768,180円+175,120円-769,000円											174,300		
		【携帯電話2台分内訳】													
		・導入費(2台) 5,720円													
		・通信料、オプション料(2台分) 15,400円×11か月=169,400円													
		※利用期間はR2.5月~R3.3月まで													
		合計 175,120円													

歳出予算要求書

令和 2年度 会計 001 一般会計
(現年) (1号補正) (要求時)

令和 2年 4月27日 19時23分 作成
作成者：岩崎 稔史 8 頁

款	09 教育費		事業計	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	所属	0401010100-0000 教育委員会教育総務課			
	項	目		1,877			16,494	18,371	768	17,604					
事業 簡略番号 004523	大	0008 中学校共通一般経費	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実施 計画	部			
	中			0	0	0	0	0	0	0		章			
	小			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源		節			
	細			0	0	0	0	0	0	1,877		細節			
												計上額			
節	細節	細々節	節・細節・細々節名称 / 積算基礎			丸 め	補正要求額	査定増減額	査定結果額	補正前の 予算額	補正後の 予算額	支出負担 行為済額	補正後の 予算残額	性質分類	臨 経
10			需用費				96			0	96	0	96		
	1		消耗品費				96			0	96	0	96		
		1	消耗品費 (簡略番号：007884)				96			0	96	0	96		経
			<積算基礎>												
			【新規】												
			①学習課題返信用ラベルシール 7,000円×1.1										7,700		
			②学習課題送付用梱包材 (80サイズ) 140円×624名分										87,360		
			小計 (①+②) =95,060円												
11			役務費				1,781			470	2,251	0	2,251		
	1		通信運搬費				1,781			0	1,781	0	1,781		
		1	通信運搬費 (簡略番号：007888)				1,781			0	1,781	0	1,781		経
			<積算基礎>												
			【新規】												
			①学習課題郵送料 (計 1,616,160円)												
			1,030円×624名×1回										642,720		
			520円×624名×3回										973,440		
			②家庭学習用タブレット端末郵送料												
			2,060円×80台×1回										164,800		
			小計 (①+②) =1,780,960円												

令和元年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

資料No. 2

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級 長欠者計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常 学級計	特別支援 学級計	合計
二宮小学校	通常	110	102	107	121	89	91	620	26	646	4	3	3	4	3	3	20	6	26
	知的	1	1		2	6	1		11	11									2
	肢体	1				2			3	3									1
	難聴		1						1	1									1
	情緒	2		3	2	2	1		10	10									2
一色小学校	通常	26	19	29	28	32	54	188	10	198	1	1	1	1	1	2	7	3	10
	知的		1			1			2	2									1
	肢体						1		1	1									1
	情緒		2	2	3				7	7									1
山西小学校	通常	48	49	57	58	69	68	349	9	358	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	知的			2		1	1		4	4									1
	病弱				1				1	1									1
二宮中学校	通常	121	107	114				342	8	350	4	3	3				10	3	13
	知的	2		1					3	3									1
	肢体		1						1	1									1
	情緒	3		1					4	4									1
二宮西中学校	通常	80	102	90				272	2	274	3	3	3				9	2	11
	知的			1					1	1									1
	情緒			1					1	1									1

小学校児童数計	1,202
中学校生徒数計	624

令和2年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級 長欠者計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常 学級計	特別支援 学級計	合計
二宮小学校	通常	92	113	102	104	123	91	625	30	655	3	4	3	3	4	3	20	6	26
	知的	1		2		2	5		10	10									2
	肢体		1				2		3	3									1
	難聴			2					2	2									1
	情緒	4	2		2	2	2		12	12									2
一色小学校	通常	34	25	19	30	27	33	168	12	180	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的			1			1		2	2									1
	難聴					1			1	1									1
	情緒	1		3	2	2			8	8									1
山西小学校	通常	64	48	50	60	59	70	351	10	361	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	知的				2		1		3	3									1
	病弱					1			1	1									1
	情緒		3		2		1		6	6									1
二宮中学校	通常	119	121	105				345	8	353	3	4	3				10	3	13
	知的	1	2						3	3									1
	肢体			1					1	1									1
	情緒	1	3						4	4									1
二宮西中学校	通常	88	79	101				268	4	272	3	3	3				9	3	12
	知的	1							1	1									1
	肢体	1							1	1									1
	情緒		1	1					2	2									1

小学校児童数計	1,196
中学校生徒数計	625

参考比較(児童・生徒数)

	元年度	2年度	差
二小	646	655	9
一色小	198	180	△18
山小	358	361	3
二中	350	353	3
西中	274	272	△2

参考比較(実学級数)

	元年度	2年度	差
二小	26	26	0
一色小	10	9	△1
山小	15	15	0
二中	13	13	0
西中	11	12	1

二宮町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町体育協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

題名中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

第1条及び第2条中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(題名) 二宮町<u>スポーツ協会</u>補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 町長は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町<u>スポーツ協会</u>に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。</p> <p>(補助対象経費) 第2条 補助の対象経費は、二宮町<u>スポーツ協会</u>が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。</p>	<p>(題名) 二宮町<u>体育協会</u>補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 町長は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町<u>体育協会</u>に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。</p> <p>(補助対象経費) 第2条 補助の対象経費は、二宮町<u>体育協会</u>が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。</p>

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
第1条中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町長は、本町において神奈川県内各市町村相互の交流を図り、併せて県民のスポーツ水準の向上に資する目的として開催されるかながわ駅伝競走大会(以下「補助事業」という。)に要する運営を行う二宮町スポーツ協会に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町長は、本町において神奈川県内各市町村相互の交流を図り、併せて県民のスポーツ水準の向上に資する目的として開催されるかながわ駅伝競走大会(以下「補助事業」という。)に要する運営を行う二宮町体育協会に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。</p>

学校再開後の分散登校等の予定について

○ 分散登校について

学校種	日程	登校方法	給食
小学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・Bの2つのグループに分け、午前日課で登校。 月：Aグループ 火：Bグループ 水：Aグループ・・・	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・Bの2つのグループに分けて登校。 月：Aグループ 火：Bグループ・・・ ・～6/24(水)4時間授業、給食後下校 ・6/25・26 給食後5時間目まで授業を行い下校	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり
中学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 クラスをA・Bの2つのグループに分け、午前Aグループ、午後Bグループで登校。日によってA・Bを入れ替える。	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金)	○分散登校 6/15(月)～ 午前：Aグループ給食を食べて下校 午後：Bグループは、昼食は自宅で食べてきて、午後から授業を行い下校 6/22(月)～ A・Bを入れ替えて実施	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり

○ 給食について

- ・給食の献立については、配膳のリスクを少しでも減らすため、副菜を抜いた献立とし、主菜の汁物などに、できるだけ食材を多く入れ、栄養価の確保に努める。また、パン食の時は、パンと主菜・副菜を合わせた、総菜パンなどにし、配膳する品数をできるだけ少なくする。
- ・児童生徒は、自宅から自分の箸やスプーンを持参することにより、箸やスプーンを配膳する際の感染リスクの軽減を行う。
- ・給食時の、手洗い、全員前を向いた状態の机の配置、会話はできるだけしない、などの基本的な感染リスクを減らす対応は、事前に教員から児童生徒へ指導をしっかりと行う。

○ 学校再開についての周知

- ・教育委員会と学校からの保護者あて文書をそれぞれ作成、5月25日校長会で最終確認をし、早ければ25日の夕方、遅くとも26日の午前中には保護者にマチコミメールで送る。
- ・紙ベースの文書は、6月1、2日の最初の登校日に配布する。

○ その他

- ・1学期は、通知表は作成しない予定
- ・夏休みは、今のところ8月1日～8月17日の予定
- ・修学旅行については、小学校3校は3月で調整中、二宮中は2月に一泊旅行で調整中、西中は、10月に二泊で調整中。

図書館特設カウンター再開と在庫予約開始について

休館継続中の図書館において、ラディアン内に特設カウンターを設置し、予約資料の貸出等のサービスを再開します。

併せて、図書館在庫資料のインターネット予約を開始します。

1、特設カウンターについて

- 日程 令和2年6月2日(火)13:00から17:00まで
(以降、休館期間中の、火～日の同時間で実施。)
- 場所 ラディアンモール 南側
- 内容 予約資料の貸出、資料の返却、利用者登録
- その他 貸出内容は、1人5冊2週間(従来通り)
感染症拡大防止策として、
 - ・カウンターへのシート設置
 - ・手指消毒液(次亜塩素酸水)の配置
 - ・2m間隔を示した順番列の表示
 - ・返却資料の72時間(中3日間)取り置き
 - ・健康状態を確認された上での来館の啓発 等を実施。

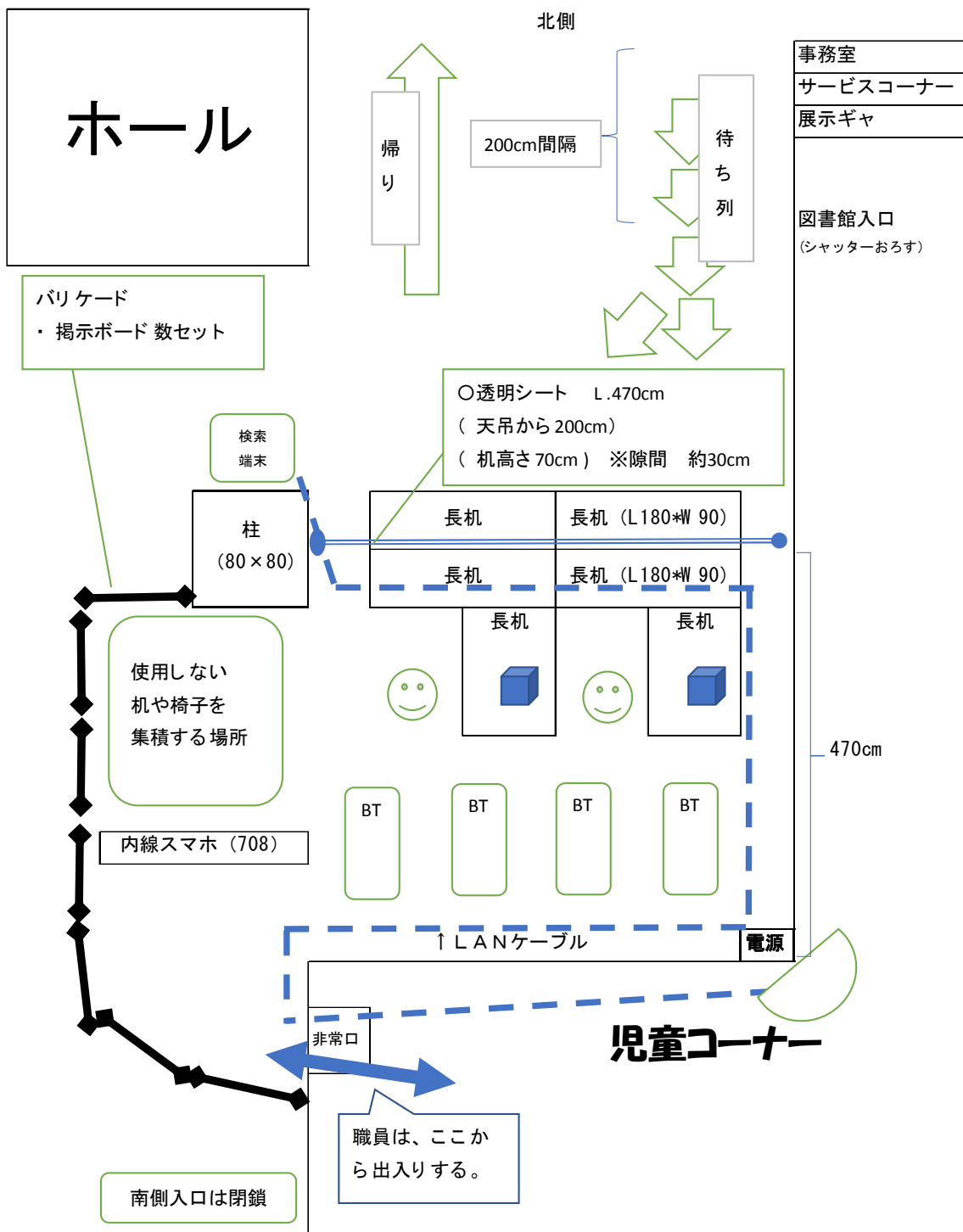
2、在庫資料予約について

- 日程 令和2年6月2日(火)から、HPを更新し、入力可能に。
- 内容 貸出中の資料予約に加え、在庫(書架にある)資料の予約も可能に。
- 対応
 - ・貸出中の資料については、返却後、72時間(中3日間)取り置いてから連絡。
 - ・在庫の資料については、一定時間に対象資料表を打ち出し、書架から集め、準備作業をした後に連絡。ただし、予約数が多い場合は、混雑(密集)対策のため、一斉提供を避ける対応を実施。
 - ・書架を見なくても資料を選ぶことが出来るよう、様々なブックリストを図書館ホームページに順次掲載。

3、その他

上記の業務が継続して実施できるよう、会計年度任用職員も含めて、接触機会の削減、健康管理の徹底を引き続き実施。

特設カウンター レイアウト



令和2年度6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和2年6月19日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室（予定）
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項

※定例会終了後、一色小学校の学校訪問を予定していましたが延期いたします。

12月または1月で日程調整いたします。

※ 出席を要する主な行事

- 5月23日（土） 【延期】 二宮中学校汐鳴祭（体育の部）
- 5月28日（木） 【中止】 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会（群馬県）
- 5月30日（土） 【延期】 二宮小運動会、山西小運動会、二宮西中体育祭
- 6月 6日（土） 【延期】 一色小学校
- 6月19日（金） 9時30分 教育委員会議定例会（2Aクラブ室）